

～このまちの 未来を想う この一票～

議員選挙の投票日です

投票できる人

選挙人名簿に登録されている人（平成13年4月8日以前に生まれ、平成30年12月28日以前から引き続き伊賀市の住民基本台帳に記載されている人）です。

※伊賀市から三重県内の市町へ転出し、平成31年4月7日現在で転出から4カ月を経過せず、かつ転出先の市町の選挙人名簿に登録されていない場合には、転出先の市町長または伊賀市長が発行する『引き続き証明書』を事前に取得いただき、投票の際に提示することにより伊賀市で投票できる場合があります。また、当該証明書を持参しない場合でも、県内市町への確認ができれば投票できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

入場券を忘れずに

有権者の皆さんに、はがき式の投票所入場券を3月21日（木祝）から郵送します。当日の投票は4月7日（日）に市内99か所の投票所で行います。入場券に記載の投票所に入場券を持ってお越しください。

入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。



投票所の一部変更

※平成29年執行の衆議院議員総選挙から変更になった投票所です。

- 上野第2
↓ 伊賀市役所（旧庁舎）1階ロビー
- 上野第5
↓ 上野西小学校多目的ホール
- 上野第9
↓ 上野東小学校体育館
- 上野第9
↓ 上野東小学校音楽室

- 上野第9

崇広中学校多目的教室（臨時）

↓ 上野西部地区市民センター

- 上野第37

旧古山小学校体育館

↓ 古山地区市民センター

- 伊賀第9

いがまち保健福祉センター

↓ 愛田公民館

- 伊賀第11

希望ヶ丘生きがいセンター

↓ 希望ヶ丘保育園

選挙の種類と投票用紙

- ① 三重県知事選挙（白色の投票用紙）
- ② 三重県議会議員選挙（ピンク色の投票用紙）

期日前投票

投票日当日に仕事やレジャーなどの予定のある人は期日前投票ができます。

※期日前投票の際には、公職選挙法に基づき、当日投票に行けない理由の宣誓書の記入が必要です。

※期日前投票はどの投票所でも投票できますので、お近くの期日前投票所をご利用ください。また、入場券が到着していなくても期日前投票をすることができません。

※市役所本庁舎で、三重県知事選挙と三重県議会議員選挙が同時に投票できる日は、3月30日（土）以降となります。それ以前は、三重県知事選挙しか投票できません。

■期日前投票日程

場 所	三重県知事選挙	三重県議会議員選挙
市役所本庁舎 1階市民スペース	3月22日（金）～4月6日（土） 午前8時30分～午後8時	3月30日（土）～4月6日（土） 午前8時30分～午後8時
いがまち女性センター	4月4日（木）～6日（土） 午前8時30分～午後8時	
島ヶ原支所 1階相談室		
阿山支所 1階ロビー		
山田地区市民センター		
青山公民館		

※ハイトピア伊賀では期日前投票をすることができません。

4月7日(日)は 三重県知事・三重県議会

投票時間 午前7時～午後7時

さまざまな方法で投票できます

◆病院・施設に入院・入所中の入

三重県選挙管理委員会が指定した病院や施設などへ入院・入所中の人は、その施設内で投票することができます。

◆市外に滞在している人

投票する資格があつて、長期出張や出産などのため市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

伊賀市選挙管理委員会または滞在する市区町村選挙管理委員会へお問い合わせの上、早めに手続きをしてください。



◆重度障がい者の人は郵便で

投票所へ行くことが困難な重度の障がいのある人には、自宅で投票ができる「郵便等による不在者投票制度」があります。この制度を利用するときは、事前に伊賀市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、早めにご相談ください。なお、この制度を利用した投票用紙の請求は4月3日(水)午後5時まではです。

手帳などの種類	障がい名など	程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

◆代理投票

身体が不自由などの理由で、自分で投票用紙に記入できない人は、係員が代筆します。投票の秘密は厳守します。



◆点字投票

目の不自由な人は、点字で投票できますので係員に申し出てください。

◆選挙公報をお届けします

各候補者の政見や政策などを記載した「選挙公報」を各地区の自治組織などを通じて、各世帯へお届けします。また本庁舎、各支所、各地区市民センターなどにも備え付けます。

※無投票となった場合は発行されません。

【問い合わせ先】

伊賀市選挙管理委員会事務局
 ☎ 22・66001 FAX 22・6672
 ✉ senkyo@city.iga.lg.jp